



## 1. 計画策定の趣旨

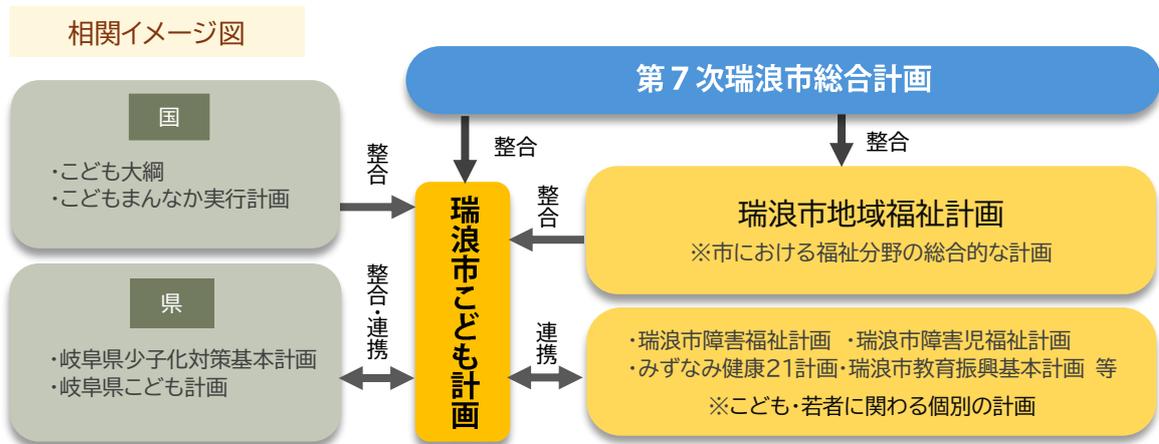
市は、必要な保育や子育て支援施策の確保及び次世代育成支援(少子化対策)等を実行するための計画として、2期10年にわたり「子ども・子育て支援事業計画」を策定してきました。

この計画に、子ども・若者の健全な育成のための計画(子ども・若者計画)やこどもの貧困解消計画の趣旨を加えるとともに、こどもの権利擁護や社会参画の推進をはかるための一体的かつ総合的な計画として、「瑞浪市こども計画」を策定します。



## 2. 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法の規定に基づく市の行動計画です。策定にあたっては、国が定める「こども大綱」等の方向性を基に、岐阜県が定める関連計画及び市の最上位計画である第7次瑞浪市総合計画(みずなみ VISION)及びその他の市の関連計画と整合・連携を図っています。



## 3. 計画の期間

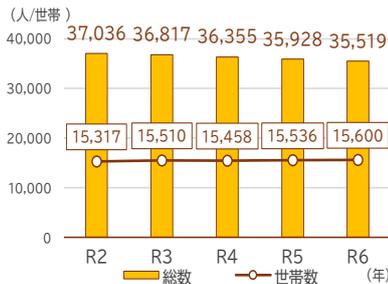
本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

## 4. 瑞浪市の現状と課題

人口の減少が続いており、合計特殊出生率も県内平均を下回っています。また、女性の労働力率は上昇傾向にあり、共働き世帯の増加がうかがえます。

子育て世帯の負担を軽減し、少子化の進行を抑止するためには、子育て支援施策の充実に加えてワーク・ライフバランスの促進等が必要です。

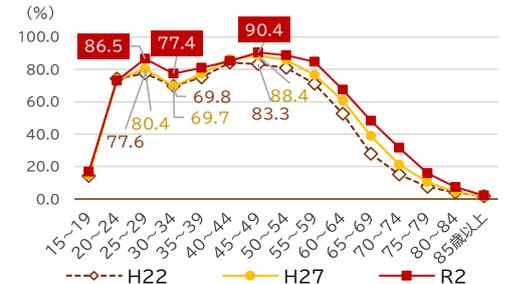
### (1) 人口



### (2) 合計特殊出生率

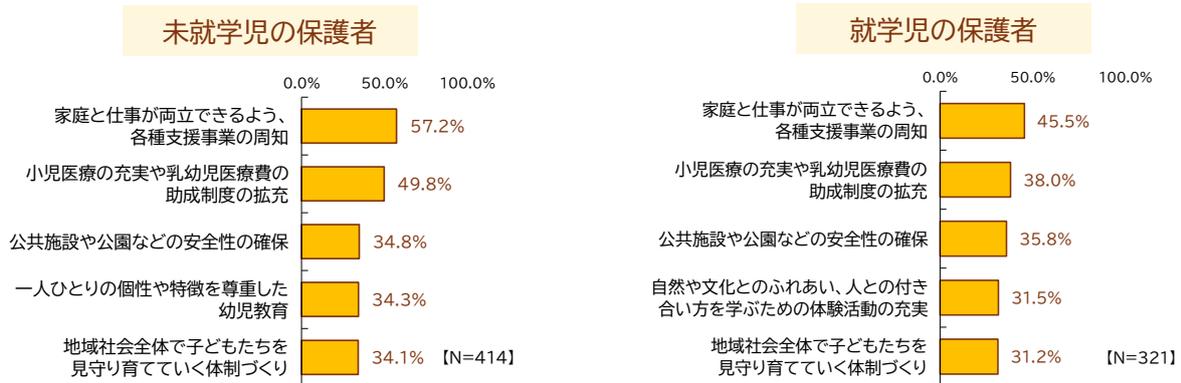


### (3) 女性の年齢別労働力率推移



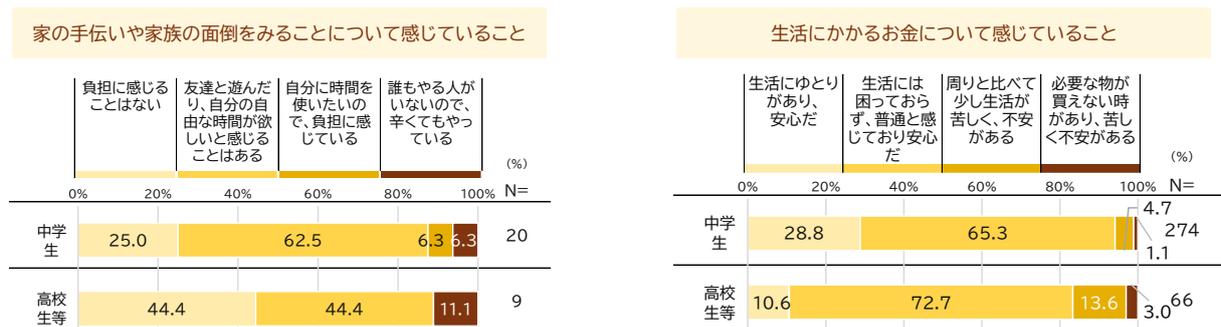
就学児、未就学児の保護者は、行政に対し以下のような子育て支援を望んでいます。

### (4) こどもの保護者が望む子育て支援（アンケート結果より上位5項目を抜粋）



中学生、高校生等の中には、家の手伝いや家族の面倒をみることに負担を感じている方があり、ヤングケアラーの存在が懸念されます。また、生活が苦しいと感じている方も一定割合で存在します。

### (5) 中学生、高校生等のくらしの状況（アンケート結果より抜粋）



※「自分の好きなことをする時間が十分でない」と回答した中学生・高校生等のみの回答

## 5. 基本理念

### みんなで守り、みんなで育む、みんなの笑顔が満ちる子育て

「こどもまんなか社会」の実現を目指し、瑞浪市らしい個性と魅力、強みを活かしながら、こども・若者の笑顔がにぎわいと活気のあるまちを生み出し、すべての市民が心から「住んでよかった」、「住み続けたい」と思えることを目標とし、施策の実現を目指します。

#### 「こどもまんなか社会」とは

こども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会です。国の「こども大綱」において、めざす社会として位置づけられています。

## 6. 基本目標と目標指標

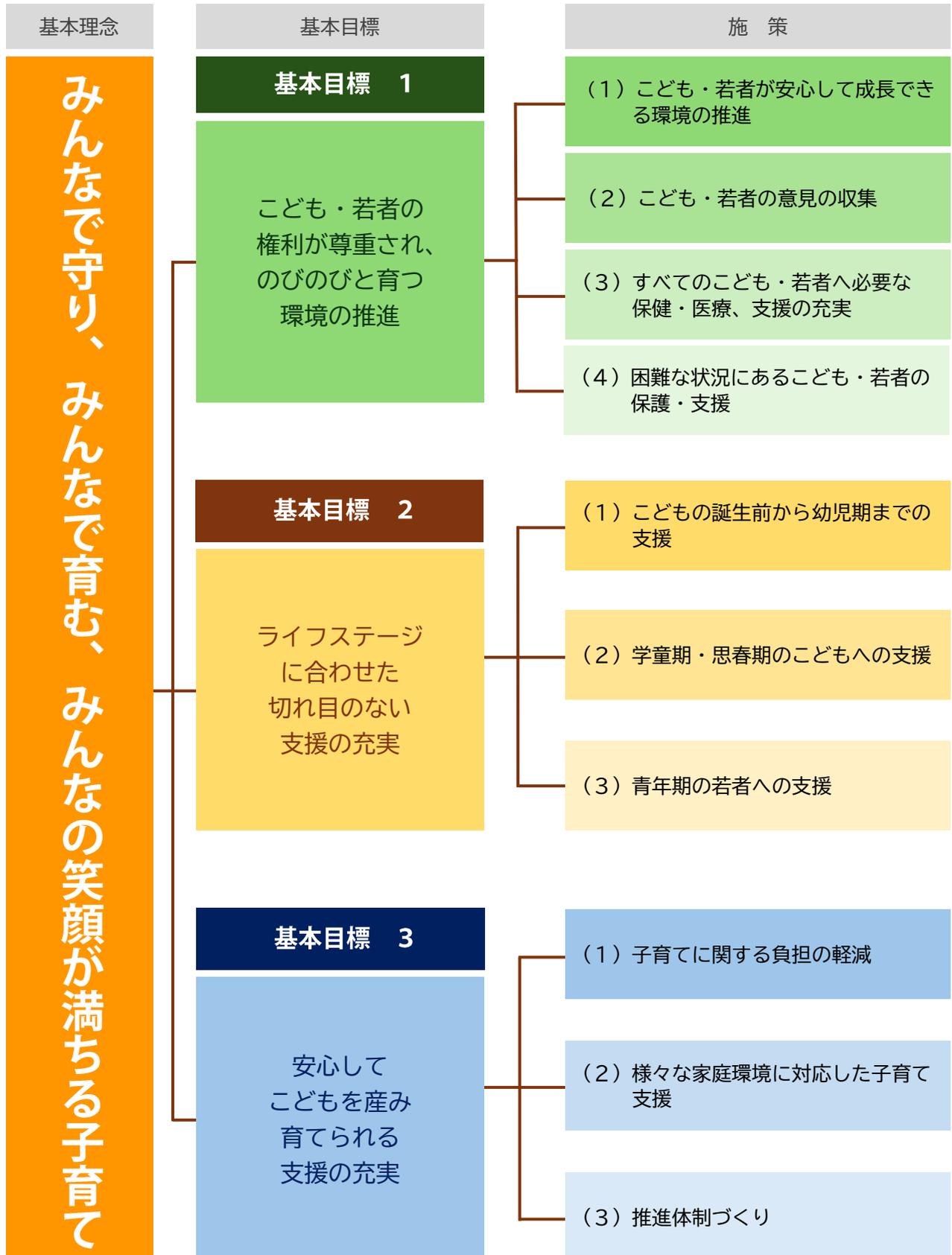
基本理念に基づき、瑞浪市では3つの基本目標を掲げ、こども・若者に関する取組を推進します。また、取組の効果を測定・評価するための目標指標を以下のように定めています。

<b>基本目標 1</b>	<p>こども・若者の権利が尊重され、のびのびと育つ環境の推進</p> <p>こども・若者が権利主体として認識され、社会の一員として積極的に社会参画できる環境づくりを推進します。また、こども・若者が、必要な保健・医療サービスを受けることができ、困難な時に自分を守る方法を知り、大人に助けを求め、回復することができる環境づくりを推進するとともに、とりこぼしのない支援を提供します。</p>
<b>基本目標 2</b>	<p>ライフステージに合わせた切れ目のない支援の充実</p> <p>幼児期から青年期まで、こども・若者の成長にともなうライフイベントに際し、必要な支援を適切に受けられるよう、ライフステージに合わせた支援を充実します。また、こども・若者が節目となる年齢を迎えた時、必要な支援が途切れることのないよう、関係課や関連団体の連携を強化し、切れ目のない支援を充実します。</p>
<b>基本目標 3</b>	<p>安心してこどもを産み育てられる支援の充実</p> <p>子育てにおける経済的負担や、子育て中の身体的、精神的な負担軽減のため、補助や支援サービスを充実します。また、様々な家庭環境に応じて必要な支援が得られるよう支援内容を充実するとともに、子育て当事者が地域の支援とともに、こどもの成長を楽しみながら子育てができるよう、地域ぐるみでの子育て支援体制を強化します。</p>

目標指標		基準値 (R6(2024)年度)	目標値 (R11(2029)年度)
自分は幸せだと思うこどもの割合	中学生	91.2%	92.0%
	高校生	89.4%	90.0%
こどもを産み育てやすいまちだと思う市民の割合		42.5%	51.0%
学校・家庭・地域が連携してこどもの成長と安全を支えているまちだと思う市民の割合		58.0%	61.0%
合計特殊出生率		1.46	1.68

## 7. 計画の体系図

本計画は、基本理念に基づいた3つの基本目標の達成を目指し、施策を推進します。



## 8. 実施する事業

基本目標	施策	No.	事業名
基本目標 1	(1)	1	こどもまんなか社会の啓発
		2	家庭教育における人権教育の充実
		3	こども・若者の体験学習の推進
		4	安全なこどもの遊び場の確保
	(2)	5	瑞浪市役所「ミライ創(つく)ろまい課」プロジェクト
		6	こども・若者の意見の把握
	(3)	7	子ども発達支援センターぼけっとの運営事業
		8	小児医療の充実
		9	障がい児支援の充実
	(4)	10	県や専門機関の運営する相談窓口の周知
		11	要保護児童の早期発見及び保護
		12	実費徴収に係る補足給付を行う事業
		13	こどもの貧困対策の充実
		14	生活困窮者自立支援制度の推進
		15	小中学校就学援助
		16	瑞浪市奨学金制度の推進
		17	こころの健康相談事業
		18	精神保健福祉家族教室
		19	自殺予防の啓発活動
基本目標 2	(1) <small>new</small>	20	こども家庭センターにおける相談事業
		21	妊婦等包括相談支援事業
		22	妊産婦健康診査
		23	妊婦相談
		24	産前産後サポート事業
		25	産後ケア事業
		26	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
		27	乳幼児健康診査
		28	保育所等一時預かり事業
		29	幼保一体化の推進
		30	教育・保育の質の向上
		31	延長保育事業
	32	病児・病後児保育事業	
	(2)	33	小学校生活への滑らかな移行
		34	小中学校へのスクールカウンセラーの配置
		35	不登校の未然防止と対応の充実
		36	いじめの防止とこどもの権利擁護
		37	法務省による「こどもの人権SOSミニレター」や「こどもの人権110番」の活用
		38	放課後児童クラブの充実

基本目標	施策	No.	事業名
基本目標 2	(2)	39	こどもの居場所づくりの支援
		<b>new</b> 40	児童館の充実
		<b>41</b>	プレコンセプションケアの推進
	(3)	42	岐阜県若者サポートステーション出張相談の周知
		43	「ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク」における連携
		44	「ぎふ婚活サポートプロジェクト(コンサボ・ぎふ)」における連携
基本目標 3	(1)	45	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)
		46	子どもを守る地域ネットワーク機能の強化
		47	地域での見守り活動の推進
		<b>new</b> 48	子育て支援情報誌の発行
		<b>49</b>	妊婦のための支援給付
		50	利用者支援事業
		51	出産育児一時金の支給(国民健康保険)
		52	瑞浪市第2子以降出産祝金の支給
		53	児童手当の支給
		54	乳幼児等の医療費の助成
		55	国民健康保険料の減額
		56	乳児(1か月児)健診料等の助成
		<b>new</b> 57	養育支援訪問事業
		<b>58</b>	親子関係形成支援事業
	<b>new</b>	59	幼児教育・保育の無償化
		60	給食費無償化事業(年少から年長まで)
		<b>61</b>	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
		62	第3子保育料無償化事業
	63	ファミリー・サポート・センター事業	
	64	高等学校就学準備等支援金の支給	
	(2)	65	親と子の時間が確保される労働(ワーク・ライフ・バランス)の啓発
		66	産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備
		67	マザーズコーナーin 瑞浪の運営
		68	児童扶養手当の支給
		69	ひとり親家庭等の自立支援の推進
		70	ひとり親家庭等への学習支援教室
		71	瑞浪市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業
		72	瑞浪市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業
<b>new</b> 73		子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	
<b>74</b>		子育て世帯訪問支援事業	
(3)	75	幼稚園教諭・保育士の資質の向上	
	76	コミュニティ・スクールの推進	
	77	青少年育成市民会議との連携	
	78	子育て支援情報等の発信機会の充実	

## 8. 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業

### (1) 認定区分

こどもの年齢や家庭タイプによって、教育・保育の認定区分が設定されています。

対象年齢	認定区分	対象家庭	対象事業
3～5歳	1号認定	専業主婦(夫)家庭 短時間(64時間未満)就労家庭	幼稚園 認定こども園
	2号認定	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	
0～2歳		3号認定	ひとり親家庭 共働き家庭
	ひとり親家庭 共働き家庭		認定こども園 保育所 地域型保育

### (2) 教育・保育の量の見込みと確保方策

前年までの事業実績やアンケート結果を基に、認定区分別に量の見込みを推計しました。

#### ① 保育について

	認定区分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳	3号認定	量の見込み	45	45	45	45	45
		確保の方策	54	54	54	54	54
1・2歳		量の見込み	233	229	239	234	230
		確保の方策	253	253	253	253	253
3～5歳	2号認定	量の見込み	592	605	603	600	599
		確保の方策	615	615	615	615	615

#### ② 教育について

	認定区分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
3～5歳	1号認定	量の見込み	148	133	132	132	131
	2号認定※	確保の方策	206	206	206	206	206

※学校教育の利用希望が強い保育の必要性を受けた就学前子ども

※市内に、2号認定(学校教育の利用希望が強い保育の必要性を受けた就学前子ども)が通園できる園がないため、確保方策は、1号認定のみの数値とする。なお、2号認定(学校教育の利用希望が強い保育の必要性を受けた就学前子ども)は市外の園等での確保を行う。

#### 量の見込みとは

各事業における必要なサービス量(ニーズ量)の推計であり、これを基に確保方策を決定します。教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、国のワークシートに基づく算出(ニーズ調査ベース)を基本に、過去の利用実績等をふまえた補正を加えて算出しています。

また、地理的条件、人口、交通事情等を加味し、瑞浪市全域を1圏域とし、分析を行っています。

### (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

以下に示す16の地域子ども・子育て支援事業を実施します。その他の地域子ども・子育て支援事業については、実施に向けての検討を進め、こども・子育て世帯への支援を拡充していきます。

事業名	事業概要	指標 (単位)	R7年度 確保方策	R11年度 確保方策
1 延長保育事業	保育認定を受けたこどもを通常の利用日や時間以外にも認定こども園、保育所等において保育を実施します。	利用者数	63	63
2 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	共働き等で保護者が昼間家庭にいない小学生に、授業の終了後、小学校の余裕教室等を利用し適切な遊びや生活の場を提供します。	月平均利用者数	246	205
3 子育て短期支援事業	保護者の病気等で、家庭での養育が一時的に困難になった児童に対し、児童養護施設等において保護します。(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))	年間延べ利用者数	14	14
4 地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	実施箇所数	4	4
5 一時預かり事業	家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を、主に日中、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等で一時的に預かります。	年間延べ利用者数	1,440	1,440
6 病児・病後児保育事業	病気やその回復期で集団保育ができない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育します。	年間延べ利用者数	480	1,440
7 ファミリー・サポート・センター事業	幼児や児童の預かり等の援助を希望する保護者と、その援助を行いたい希望者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	年間延べ利用者数	25	25
8 利用者支援事業	こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行い、必要に応じた相談・助言等を行うほか、関係機関との連絡調整等を行います。	実施箇所数	1	1
9 妊婦健康診査 (妊婦健康診査費用助成事業)	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を行うほか、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。	年間延べ回数	2,380	2,380
10 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報を提供するほか、養育環境等を把握します。	年間延べ回数	230	230
11 養育支援訪問事業 (子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)	養育支援が特に必要な家庭に対し、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、適切な養育を確保します。また、要保護児童対策協議会の専門性強化及び関係機関との連携強化を図ります。	年間実施世帯数	20	20
12 子育て世帯訪問支援事業	家事や子育てに不安・負担等を抱えた家庭やヤングケアラーがいる家庭等を訪問し、悩みの傾聴や、家事・子育ての支援を行います。	年間延べ利用者数	144	144
13 親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対し、保護者同士が悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を提供します。	利用者数	10	10
14 乳児等通園支援事業	現行の幼児教育・保育給付に加え、各月の利用可能枠内で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できるようにします。	年間延べ利用者数	-	9
15 産後ケア事業	産後も安心して子育てができるよう、産後のお母さんと赤ちゃんに対し、授乳や沐浴等のアドバイス、育児相談、からだやこころのケア、生活面の指導、相談、こどもの成長や発達の確認等を行います。	年間延べ回数	150	150
16 妊婦等包括相談支援事業	妊婦等の心身の状況や周囲の環境等の把握するほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談等の援助をします。	年間延べ回数	660	660

## 瑞浪市こども計画 概要版 令和7年3月

発行 瑞浪市 健康福祉部 こども家庭課  
〒509-6195 岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地  
電話 0572-68-2115(直通) FAX 0572-66-1278